

## 強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について

[平成19年3月13日付 平成19・02・26原院第1号]

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第44条第1号ムについては次のとおり運用することとし、平成19年4月1日から施行する。

### 記

1. 次の各号のすべてに該当するときは、ガス事業法施行規則第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第44条第1号ムに基づき、ガスを燃焼した場合において正常に燃焼器から排気が排出されることが確認されたものとみなすこととする。
  - (1) 別添1.に定める通電時検査に合格していること
  - (2) 別添2.に定める停電時検査に合格していること（パロマ工業株式会社製 PH-8号 CF、PH-10号 CF 及び PH-12号 AF に限る。）
  - (3) 当該燃焼器に別図に示すステッカーが貼付されていること（株式会社陽栄製作所製 S8S7、S8S7B、S8S8、S10S7、S10S7B、S10S8、S13S7、S13S7B、及び S13S8 に限る。）
2. 1.に定める基準に適合していることが確認された場合は、当該燃焼器にステッカーを貼付することなどにより、当該燃焼器を使用する際には必ず電源プラグをコンセントに差し込んで使用する旨を注意喚起すること。
3. 1.に定める基準に適合していないことが確認された場合は、当該燃焼器の使用者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、次に掲げる者に速やかに連絡すること。

製造した者	連絡先
パロマ工業株式会社	パロマ工業株式会社 CS部 お客様相談室 電話：052-824-5145
株式会社陽栄製作所	株式会社ハーマンプロ ハーマン修理受付センター お客様センター 電話：0120-38-8180 電話：06-4804-8614
リンナイ株式会社	リンナイ株式会社 リンナイお客様センター 電話：0120-054-321
鳥取三洋電機株式会社	三洋電機株式会社 お客さまセンター 電話：0120-34-3958

4. パロマ工業株式会社製 PH-81 F、PH-82 F、PH-101 F、PH-102 F、PH-

131 F、PH-132 F 及び PH-161 F については、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 82 条に基づく緊急命令が発出されていることを踏まえ、当該燃焼器を使用している者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、速やかにパロマ工業株式会社に連絡し、回収を依頼すること。

別添

1. 通電時検査要領

通電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

- 手順① 電源プラグがコンセントに差し込まれているかを確認する。
- 手順② 器具のガス栓ツマミを「点火」の位置まで押しながら回し、パイロットバーナーに点火させたのち、更にガス栓ツマミを「開」の位置まで回した後、給湯栓を開き、お湯を出す。（メインバーナーに点火）
- 手順③ 15 秒以上経過後、器具のガラリ部（パロマ工業株式会社製 PH-12 号 AF の場合は、器具上部のパフラー開口部）に手をかざし熱気（排気あふれ）の有無を確認する。なお、排気あふれにより火傷しないように十分注意する。

判定基準：手順③において熱気がなければ合格とする。

2. 停電時検査要領

停電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

- 手順① 給湯されている状態のままコンセントから電源プラグを外し、瞬時に消火することを確認する。
- 手順② 給湯栓を閉じ、器具のガス栓ツマミを「止」の位置まで戻し、消火を確認する。
- 手順③ コンセントから電源プラグを外したまま、上記 1. 手順②の方法によりメインバーナーに点火しないことを確認する。
- 手順④ 電源プラグをコンセントにしっかりと差し込む。

判定基準：手順①において瞬時に消火するとともに、手順③においてメインバーナーに点火しなければ合格とする。

別図

**（ご注意）**

- ガス湯沸器の電源プラグは抜かないでください。
- 停電時にはガス湯沸器を使用しないでください。
- 使用中、排気ファンが回転しない場合やバーナーの炎が消えたときは、すぐにガス湯沸器の使用をやめ、下記へご連絡ください。

（株）パロマ 緊急対応センター  
**0120-38-8180**  
24時間受付

E198